

薬生食輸発0327第3号
令和5年3月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産バナナのルフエヌロン及び中国産にんじんのメピコートクロリド)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：令和5年3月22日付け薬生食輸発0322第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

ベトナム産バナナについては、令和5年3月22日付け薬生食輸発0322第3号によりルフエヌロンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施しているところであるが、今般、輸出者名に相違があることが判明したため、同通知の別表第3中、製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を改める。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産にんじんのメピコートクロリドについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。